HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	高等専修学校の役割と課題 ； 検討のための研究ノート
Author(s)	山田, 千春
Citation	教育福祉研究, 18, 65-74
Issue Date	2012-12-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/51130
Type	bulletin (article)
File Information	Yamada.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

高等専修学校の役割と課題
―検討のための研究ノート―

山　田　千　春

1．はじめに

専修学校には、高等課程、専門課程、一般課程の3つの課程がある。高等課程においては、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者の進学先であり、専門課程、いわゆる専門学校は、高等学校もしくはこれに準ずる学校、あるいは中等教育学校を卒業した者の進学先である。一般課程では、入学資格や年齢に関係なく、専門的な知識・技術を学ぶことができる。専修学校における高等課程を高等専修学校といい、全国に451校、4万人近い生徒が在籍し[1]、一定の基準を満たした課程を卒業した者には大学入学資格が付与され、大学や専門学校等へ進学する者もいる[2]。また、高等学校の通信制や定時制と技能連携[3]を行っている学校も多く、高等専修学校卒業と同時に、高等学校卒業資格を取得することができる。

専修学校に関する研究は、専門学校の研究がほとんどであり、その分野の研究でさえ、十分な研究が行われているとは言い難い。それは、専門学校が事実上では高等教育機関化しながらいまだに非一条校という、実態と制度の乖離に起因するアモルファスな性質のためであり（長尾 2008）、小学校、中学校、高等学校、大学・短期大学という我が国の単線型教育制度から外れた複線に位置するからである。それでも、専門学校は、近年、大学に次ぐ高校生の進学先として定着しており[4]、学校から職場への移行期において、困難が生じている現代日本社会の若者における職業教育機関として、今後、研究も増えていくであろうと思われる。

そのような専門学校の人気とは対照的に[5]、中学を卒業した子どもが進学する高等専修学校は、数が少ないこともあって、その陰に隠れて見えない存在であり、高等専修学校における先行研究は極めて少ない。おそらく、技能連携制度などにより、高等専修学校へ進学と同時に、高等学校の通信制や定時制にも籍を置き、高卒の資格も得られるので、あえて高等学校と分離して高等専修学校を論じる必要性がなかったためであろう[6]。98％の子どもが高校に進学している現在、なぜ、高等学校に進学せずに、高等専修学校を進路先として選択するのであろうか。高等専修学校における分野別に特化した専門的技能の習得機能だけでは、その存在価値を十分に説明することができない。

数少ない先行研究を見てみると、「不登校」「特別支援教育」「教育困難校」の研究領域として高等専修学校が語られることがほとんどである[7]。その中で、実質的に高等学校と同等の教育を行っている学校も多い。私立学校が多数を占める高等専修学校は、その存続をかけて、普通の高等学校では受け入れられなかった子どもたちを受け入れ、高校卒業資格を与え、就職・進学へと繋げる努力をしている学校もある。しかし、高等学校との比較から、もちろん学校間で異なるとは思うが、高等専修学校には、どのような子どもが在籍し、どのような教育を受けているのか、その実態さえもよく知られていないのが現状である。

そこで、本稿では、高等専修学校の教育の特色を整理し、そこにどのような子どもが通っているのか、高等学校との比較を行いながら、高等専修学校の後期中等教育における役割と課題を検討し、今後の研究課題を提示していきたい。

2．高等専修学校の特色について

（1）専修学校の成り立ち

専修学校の前身である各種学校の起源は、1879年の教育令にさかのぼる。その役割は、①補完的基礎教育、②予備教育、③実務教育、④女子教育、⑤専門教育、⑥特殊教育、⑦宗教教育、であったとされ、正系の学校では満たされない部分を補完する多様な機能を有する学校群として存在していた（韓民 1996：36)。明治の後半より、公的職業資格[8)]が制度化されるとともに、各種学校は、看護師・理容師・保母などの公的職業資格の養成所としての位置を獲得することになる（植上 2003)。戦後、公的職業資格に認定される職業資格が増え、それと同時に各種学校はその養成所として、さらに発展を遂げていくようになる（植上 2003)。

一方、そのような公的性格の強い学校とは反対に、私的性格の強い趣味や教養を磨くものから、料理や編み物などを学ぶ花嫁学校的な各種学校も存在していた。1975年に学校教育法の一部改正によって、それまで学校教育の枠外に放置されていた各種学校の中から、一定の規模と水準を有し、組織的な教育を施している学校が専修学校として格上げされることとなった（麻生・近藤 1984)。その制度の中で、課程ごとの入学対象者が分類され、中卒者を対象とした学校は、専修学校の高等課程、つまり高等専修学校となり、高卒者を対象とした学校は、専修学校の専門課程、つまり専門学校となった。その中でも、高等学校や大学の設置基準を満たした専修学校は、徐々に、一条校の高等学校や短期大学・大学となっていった。

（2）高等学校化する高等専修学校

「職業教育」「実学主義」を掲げる専修学校では、何を学んでいるのか。専修学校(専門課程も含む)は、その教育ジャンルによって「工業」「農業」「医療」「衛生」「教育・社会福祉」「商業実務」「服飾・家政」「文化・教養」の8つの分野がある。

高等専修学校でも、表1のいずれかの分野で生

専修学校の課程とその成り立ち

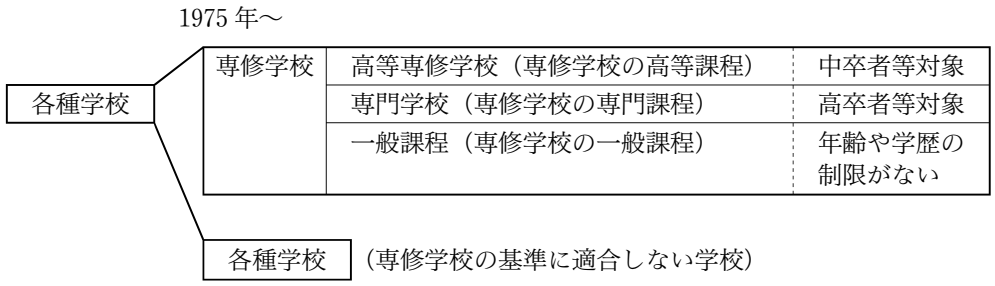

出典：倉内史郎（1976)「専修学校制度の発足」『教育』26(3)、P 109 を参考に筆者が作成

表1　専修学校の8分野

工業分野	測量、土木・建築、電気・電子、自動車整備、コンピューター など
農業分野	農業、園芸、畜産、造園、バイオテクテクノロジー、動物管理 など
医療分野	看護、歯科衛生・技工、リハビリテーション、マッサージ など
衛生分野	栄養、調理師、製菓、理容、美容 など
教育・社会福祉分野	保育、幼児教育、社会福祉、医療福祉、介護福祉 など
商業実務分野	ビジネス、簿記・会計、貿易、旅行、観光・ホテル など
服飾・家政分野	ファッションデザイン、ファッションビジネス、アパレル など
文化・教養分野	音楽、デザイン、外国語、演劇・映像、公務員 など

出典：一般財団法人　職業教育・キャリア教育財団ホームページより引用

徒を募集し、職業教育や資格取得に力を入れた教育を行っている。つまり、中学校まで勉強が苦手だったり、嫌いだったりした子どもに対して、一般的な高校に比べて、分野別に特化した専門的技能を取得できるようになっている。しかし、高等学校の準義務化の流れから、それでけでは生徒が集まりにくく、国語、社会、数学などの普通教科も含めて高等学校と同等の教育を行っているところが多い。

実際、高等専修学校の生徒が、進学の際に不利にならないように、1980年から専修学校の修業年限3年以上の課程で文部科学大臣が指定した高等専修学校は「大学入学資格付与指定校」となり、指定校を卒業すれば、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が与えられた。もちろん、短期大学、専門学校も含めて高等学校卒業者と同じく進学できるようになった。

さらに、技能連携制度を活用し、卒業と同時に、高等学校卒業資格を取得できる高等専修学校もある。この技能連携制度とは、高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設（専修学校、各種学校、職業訓練施設等）で教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができる制度である。1961年(昭和36年)に創設された制度であり、1989年度（平成元年）においては、91校の高等学校が315の技能教育施設と連携し、約4万2,500人の生徒がこの制度を利用していた[9]。高等専修学校入学と同時に、高等学校の通信制あるいは定時制に入学し、高等専修学校で取得した単位を高等学校の単位として認めてもらい、一部不足の単位は、通信制課程のスクーリングに出席したり、レポートを提出することによって3年間で高等専修学校と高等学校の2つの卒業資格が得られるシステムになっている。技能連携制度を活用している高等専修学校の生徒は、いわゆるダブルスクールとして2つの学校に籍を置くことになる。この制度を積極的に利用することによって、高等学校卒と同等の扱いではなく、高等学校卒業自体の資格も取得することができ、就職の際、不利になることはない。この2つの制度によって、高等専修学校は、高等学校化しつつ、生徒募集を行っているのが現状である。

（3）高等専修学校の学費について

高等専修学校は、私立の学校が大部分を占めている。学費の面で、私立高等学校との違いが見られるのだろうか。全国高等専修学校協会の会員校

A校（工業系の高等課程）

	1年次	2年次	3年次
入学金	219,000円		
授業料	180,000円	180,000円	180,000円
実習実験諸費	84,000円	84,000円	84,000円
技能連携校の授業料	102,000円	102,000円	102,000円
合　計	585,000円	366,000円	366,000円

3年間の合計　1,317,000円

B校（服飾・家政系の高等課程）

	1年次	2年次	3年次
入学金	120,000円		
授業料	420,000円	420,000円	420,000円
年間教材費	30,000円	30,000円	30,000円
合　計	570,000円	450,000円	450,000円

3年間の合計　1,065,000円

C校（商業実務系の高等課程）

	1年次	2年次	3年次
入学金	100,000円		
授業料	490,000円	490,000円	490,000円
技能連携校の授業料	112,000円	102,000円	102,000円
合　計	702,000円	592,000円	592,000円

3年間の合計　1,886,000円

D校（商業実務系の高等課程）【特別支援教育を行っている】

	1年次	2年次	3年次
入学金	100,000円		
授業料	396,000円		
実習・行事・施設費	240,000円		
合　計	736,000円		

注）2、3年に関しては記載無し

各校のホームページを参考に筆者が作成。

となっている学校のホームページを参考に、高等専修学校の学費を調べてみた。

これはごく一部のデータに過ぎない。もっと数を調べてみないと平均的な学費が分からない部分もあるが、分野によって入学金や授業料が異なっているのが分かる。また、職業教育が中心の専修学校なので、授業料以外にも実習費や教材費を徴収する学校もある。この他、ホームページには記載されていないが、高等学校と同等の教育を行っているのであれば、教科書代等がかかり、当然、制服・ジャージ代もかかってくるだろう。さらに、A校、C校のように通信制の私立高校と技能連携を結んでいる学校は、技能連携校への授業料（入学金）も必要となってくる。卒業と同時に取得できる資格ではなく、簿記や電卓などの技能検定[10]を受検する場合は、別途、費用がかかってくる。

一方、私立高校の学費は、文部科学省の子どもの学習費調査[11]によると、年間の学校教育費が685,075円。その内訳は、授業料が225,385円、修学旅行・遠足・見学費が52,594円、学校納付金等が214,318円、図書・学用品・実習材料費等が38,052円、教科外活動費が43,356円、通学関係費が105,016円、その他が6,354円となっている。先の高等専修学校の学費には、通学関係費等は含まれていなかったので、通学費の10万を差し引いても、私立高校に3年間納めなくてはならない学費は、170〜180万ぐらいとなり、高等専修学校の学費は、私立高校と大差がないように思われる。（今後、さらに高等専修学校のデータを集めなくてはならない）私立高等学校の生徒については、高等学校就学支援金として、授業料について一定額（118,800円）が支給されているが、高等専修学校の生徒もその対象となり、私立高校生と同額の就学支援金を受けている。保護者の所得に応じた就学支援金の加算についても、私立高校生と同じである。各都道府県に移管された高校生を対象とする奨学金制度も、成績や連帯保証人の確保などの条件がクリアできれば、高等学校の生徒と同様に、奨学金の貸与を受けることが可能である。その他、各市町村で実施している奨学金制度や母子寡婦福祉資金貸付制度（修学資金）も同じように利用できる。よって、家庭における経済的な負担に関して、高等専修学校の子どもは、私立高校に通う子どもと比較して差異はないと考えられる。

ただし、高等専修学校の場合（専門学校も同じく）、一条校でないがゆえに、私立学校振興助成法

の対象外の学校であり、経営は、基本的に生徒の学費からやり繰りしていくことになる。専門学校の学費が、短期大学・大学以上に高額なことはよく耳にするが、今後、高等専修学校においても、より多くのデータを収集していくと私立の高等学校との違いが見えてくるのかもしれない。

3．どのような生徒が学んでいるのか

以上のように、高等専修学校は職業教育に力を入れた後期中等教育機関ではあるが、高等学校との差異があまり見られず、むしろ、高等学校化しつつある学校である。しかも、高等学校の中にも、職業教育に重点を置く職業学科が存在し、教育課程においてもカリキュラムに差異は見られない。であれば、今までどのような子どもが職業学科のある高等学校ではなく、高等専修学校へ入学してきているのか。筆者は、平成 21 年 4 月より高等専修学校の教員として勤務しており、高等学校の職業学科に在籍している子どもと比較すると、高等専修学校に入学してきている子どもたちは、中学までの学習内容が十分身についておらず、学習に対して苦手意識を持っている子どもが多い。また、中学時代の欠席日数も多い子どもが目立ち、入学までは、少なくとも学校という場が居心地のよいものだったとは思えない。

職業学科の高等学校だけではなく、私立高等学校の入学試験に、学力や欠席日数などで合格できず高等専修学校へ入学してくる子どもも少数ではあるが存在している。また、遠方の公立高校（普通科）と高等専修学校を比較し、自宅からの通学を考慮し、本校を進路先として選択してくる子どももいる。入学した子どもたちの進路希望は、8 割～ 9 割が就職希望で、しかも自宅から通勤できる勤務先を希望している。つまり、職業教育を高等専修学校で受け、「卒業後は即就職」という進路パターンをイメージしている子どもや保護者が大半を占めている。

ところで、近年、少子化が進み、公立の高等学校においても統廃合や定員割れが進行している。高等専修学校も、中学時代に学習が苦手だった子どもを受け入れているだけでは生徒数を確保するのが困難になってきた。では、どのようにして高等専修学校は入学者確保に向けて努力しているのだろうか。全国の高等専修学校を網羅して、経営における分類を行っているわけではないが、1 つの高等専修学校のみで経営している学校は少なく、専門学校と同時に経営している場合が多い。中には、複数の箇所に高等課程や専門学校があったり、高等学校、大学を有する大規模な学園もある。そうなれば、高等課程に生徒が集まらなくても採算はとれるのであろうが、専修学校に高等課程を設置していることの意義そのものが危ぶまれてくるのではないか。

全国高等専修学校協会のホームページでは、高等専修学校の特色として「不登校生を受け入れる」「不登校生のみを対象としている」「高等学校中途退学者を受け入れる」「全校を挙げて資格取得を奨励する」「基礎学力の定着からじっくり取り組む」などを挙げている。実際、各高等専修学校のホームページを見てみると、多くの学校が、中学時代不登校や保健室登校だった生徒、または、学習が苦手な生徒を積極的に受け入れているようだ。学習の遅れを十分カバーできるように、少人数制を導入したり、中学の学習内容の学び直しを行っている学校も目につく。高校中退者を受け入れている高等専修学校も多い。

不登校について研究している伊藤(2009、2011)は、都内の高等専修学校でフィールドワークを行い、密着型の教師・生徒の関係に注目し、その関係が生徒の登校動機を促していると述べている。その反面、温室で育てられた生徒たちは自主性や忍耐力が不十分であり、卒業後、仕事を辞めたり、進学先の学校を中退するケースが多くなっているとも指摘している。また、一輝星高等専修学校(石川県金沢市）のように、不登校生徒を積極的に受け入れ、立派に卒業まで導いている高等専修学校の事例も紹介されている（内外教育 2006)。つまり、高等専修学校は、中学校時代に学校に通えなかったがゆえに、受験できる高等学校が見つからない、あるいは受験しても出席日数で合格できる

高等学校を見つけることができない中学生の１つの受け皿的学校、もしくは再チャレンジの学校とも言えるだろう。

最近では、高等専修学校で特別支援教育を行っている学校も登場してきている（上好 2011)。学習能力が著しく劣っていたり、授業中に立ち歩く、寝てばかりいる等、学習態度が著しく思わしくない生徒も、学習障害、発達障害があると考えられ、教育条件の整備や授業改善等によって、生徒への対応が変われば、「問題行動」も少なくなると言われている（さいたま教育文化研究所障害児教育研究委員会 2008)。特別支援教育は、少人数制の学習に力を入れている高等専修学校ならではの取り組みである。しかし、不登校とは異なり、生徒自身や保護者等にそのような障がいがあることを理解・認識させることは難しく、例え、そのような子どもが実在していても、現在の高等学校の教育において、支援が必要な子どもに適切な支援が行き渡っているのかが疑問である。だからこそ、高等専修学校で取り入れる意義はあるのだろうが、今後の高等学校における特別支援教育の動向も踏まえつつ、高等専修学校でも展開していく必要があるだろう。

4．後期中等教育における高等専修学校の役割

高等学校進学への圧倒的な人気に押され、高等専修学校も専門的な技術を身につける職業教育だけではなく、高卒資格を重視するようになり、徐々に高等学校化していった。従って、都市部と地方における高等専修学校の役割や地域の人々の捉え方は異なるかもしれない。しかし、少なくとも北海道のような地方では、高等専修学校を地域の人々、中学生、保護者等は、高等学校と捉えているようである。また、学習が苦手だったり、中学時代不登校によって全日制の高等学校への進学をあきらめていた子どもの受け入れ先となっている。地域の人々や保護者は、法的な根拠よりも昼通学して高校資格が取れる高等専修学校を高等学校の定時制や通信制よりも、従来の学校的な所として認識しているようだ。

以上のことを踏まえつつ、後期中等教育における高等専修学校の役割とは何だろうか。まず、職業学科のある公立の高等学校と同じように、普通教科をベースにしつつ職業教育を担ってきたことは間違いない。ただし、公立高校と比較すると相対的に学力が低い子どもが多く、個別指導や学び直しの機会を与えながら、資格取得に重点を置き、地元企業における労働者の担い手を育成している。さらに、不登校生徒や高校中退者を受けている学校も多く、中学校や高校でつまずいた子どもの再チャレンジの場を提供している。ただし、高等学校の定時制や通信制でもこのような子どもを積極的に受け入れている。特に、通信制では、自学自習のスタイルではなかなか学習を進められない生徒に対して、学習支援を行うサポート校[12)]も登場している。通信制高校の中で通学させながらも、全日制や定時制の高校より登校時間や出席時数の規定が緩やかで、不登校の子どもの実態にあわせた通学スタイルを採用している[13)]。それと比較すると、全日制の高等専修学校はより従来の学校的な所であり、不登校経験者にとっては決して優しい学校ではないかもしれない。ただし、卒業後の自立を考え、学校には毎日通学するのが望ましいと考える保護者にとっては、通信制よりも全日制の高等専修学校に子どもを通学させることに意義を見いだしているように思える。

5．高等専修学校の今後の課題

高等専修学校に進学し、中学時代不登校だった生徒も登校できるようになり、無事、卒業することができた事例も多い。しかし、反面、不登校を多く受け入れていても、高等学校と同じように、授業の出席時数にある一定の規定を設けている高等専修学校も多く、進学出来たけども思うように登校出来なかった子どもは、留年、そして中退してしまうケースももちろん存在する。職業教育に重点をおき、社会的なマナーを教える高等専修学校において、学校に登校できない生徒に卒業資格を与えてしまうことは教育の目的に反するかもし

れないが、通信制やサポート校との競合からもゆるやかな出席時数の規定を今後検討していく必要があるのではないかと考える。それと同時に、小学校・中学校では徐々に定着し、高等学校でも取り入れられているスクールソーシャルワーカーを活用し、登校できる・できないだけの表面的なものではなく、不登校の背後に隠れている問題点を子どもの視点に立って支援していく手立てを講じていくことも大事であろう。

2つ目の課題は、高卒者の就職難にどのような対策を打っていくかである。資格取得を重視した職業教育を行う高等専修学校においても、取得できる資格が公的職業資格なのか、技能検定におけるものなのかを整理する必要がある。高等専修学校で取得できる公的職業資格が即、就職に結びつくのかどうか。さらに、専門学校に進学し、より上級の資格（例えば3級から2級、1級へと）を取得しなければ、実際、就職に結びつかないのかどうか。その部分をきちんと分析して、今後の資格教育を進めていかなくてはならないだろう。また、商業実務分野の専修学校で行っている簿記や電卓の検定は、技能検定であり、ある特定の業務にかかわる知識・技能についてどの程度の知識・技能に達しているのかを証明するものであって、就業や営業に影響を与えるものではない（佐々木1993)。従って、技能検定の資格を有しているからといって、企業からの印象はよくても、それが必ずしも採用を確実にするものではない。高卒よりも、短大・大卒者や実務経験者を企業側が希望すれば、技能検定資格が必ずしも生きてくるとは限らないのである。実際、高等専修学校で簿記や電卓の資格を取得したとしても、事務職以外の職種に就職しなくてはならない者が多くいる。それならば、高卒者の求人傾向を分析し、資格教育のみに限定しない職業教育を実践していく必要があるのではないか。しかし、中学時代に勉強が全く出来なかった子どもが、技能検定の資格に合格することによって、勉強に対して自信も持つ子どもも少なからず存在するので、指導する教員が、職業教育全体の中で資格教育とそれ以外の教育の目的を明確にしながら、指導していくことが大事になってくるだろう。

最後に、宮本（2011）は、不利な状況にある若者のキャリアを支援するために、教育（座学）と雇用労働をミックスした職業人養成システムを我が国でも普及させていくことを提案している。若年雇用問題を抱える欧州等では、学校と企業が連携して、基礎教育と現場での労働研修とをセットにしたシステムが普及しているという。専修学校は、一条校に掲げられた学校ではないので、比較的緩やかな基準で独自の教育を行うことが認められている。その利点を生かして、基礎教育と労働研修をセットにした職業人養成システムを構築していくのも職業教育の意図に叶った提案であると思う。

6．今後の研究の課題

高等学校の比較において、高等専修学校の教育やそこに通学している子どもの特徴、そして後期中等教育における役割と今後の課題について考察を試みた。しかし、本稿の分析は一面的で不十分な点もあるので、今後の研究における課題を述べておきたい。

第1の課題は、職業教育の研究動向を十分に検討しながら、高等専修学校における職業教育の意義を再考していくことである。一般的な職業教育の研究動向を踏まえつつも、特に、後期中等教育における高等学校の職業教育が抱えている課題を検討し、高等専修学校における職業教育を再考していかなければ、後期中等教育における高等専修学校の果たす役割が十分に検討されているとは言えない。情報化社会において、より高度な知識・技能を持つ人材を企業側は求めるようになり、高校までは普通教育、高校後の学校段階になって、職業教育を求める傾向が強くなっている（韓1996：104)。そのような傾向から、高等学校における職業学科への進学者が減少し、職業学科自体も少なくなっている。しかし、雇用情勢の悪化に伴い、高卒者の就労状況が厳しさを増し、高卒後に、進学を選べない子どもたちが存在しているの

も事実である。そのことからも後期中等教育における職業教育のあり方を改めて問い直していく必要があるだろう。

第2の課題は、高等専修学校の教育の特色やそこで学んでいる生徒の状況をより鮮明にしていくことである。本稿では、筆者が勤務している学校の実態や各学校のホームページから教育と生徒の特徴を捉えてきた。しかし、それは高等専修学校の特徴の一面に過ぎず、さらに、広く深く、その特徴を調査等によって明らかにしていかなくては、教育や子どもたちの特色を正確に捉えたことにならない。また、不登校が通えるようになり、立派に卒業していったという事例もあることから、入学前の中学校で、なぜ不登校に陥り、入学後、何によって通学できるようになったのか。そして、そのような子どもたちが高等専修学校卒業後、どのような進路をたどり、社会的に自立していくのか（あるいは、自立できずにいるのか）など、現在、在学中の子どもだけではなく卒業生を対象に調査を行うことにより、高等専修学校における教育の成果と新たな課題が見えてくるだろう。不登校の例を挙げたが、それに限ることなく卒業生の調査を行っていきたい。

第3の課題は、経営者や教員が、高等専修学校の役割や存在意義をどのように考えているのかを明らかにしていくことである。専修学校は、その時々の社会のニーズに対応する形で変容しながら発展•維持してきた。筆者の勤務する学校も、1953年（昭和28年）に女性の社会的自立を目的に編み物学校として設立。1964年（昭和35年）には、タイピスト学校になり、1970年（昭和45年）には、商業実務分野の学校となった。1979年（昭和54年）に各種学校から専修学校となり、1999年（平成11年）に、男女共学の高等専修学校となった。学校が創設された昭和20年代後半〜昭和30年代にかけて北海道の地方都市では、高校に進学する子どもの数も限られており、中卒女子の社会的自立、もしくは花嫁学校的な要素として、当時の社会的なニーズは満たしていたのだろう。しかし、98%の子どもが高等学校に進学する今、経営者や教員は、高等専修学校の役割や意義をどのように捉えているのか。あるいは、高等専修学校単独で経営している学校と複数の専門学校などと一緒に経営している学校とでは、高等課程の位置づけが、学校関係者によって同じなのだろうか、それとも、異なっているのだろうか、調査をもとに検討していきたい。

以上3つの課題を中心に、今後、研究を進めていき、より多面的な視点から高等専修学校の役割と課題を検討していきたいと考える。

注

1）文部科学省ホームページ「学校基本調査」平成24年度の結果の概要より。国立の学校3校、公立7校、私立441校、合計451校。私立の学校がほとんどを占め、39,719名の子どもが高等専修学校で学んでいる。

2）大学入学資格について定めた学校教育法第90条において、1高等学校卒業者、2通常の課程による12年の学校教育修了者、3監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められる者が大学に入学ができる。3については学校教育法施行規則第150条において規定されていて、その中に「文部大臣の指定した者」（第150条4）という一項がある。「大学入学資格付与指定校」とは、専修学校の修業年限3年以上の課程で文部科学大臣が指定した高等専修学校を指し、指定校の修了者は大学入学に関し、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる。この指定校制度は、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化、活性化に資することを目的に昭和60年9月「大学入学に関し高等学校を卒業した物と同等以上の学力があると認められる者」の規定が一部改正され、制度が加えられた。つまり、大学入学資格付与指定校を卒業すると自動的に大学入学資格が付与され、大学・短期大学を受験することができる。なお、指定の主な要件は就業年限が3年以上で総授業数が2,590単位時間以上（普通科目の総授業時間数が420単位時間以上）などどなっている。（全国高等専修学校協会ホームページより）

3）この技能連携制度とは、高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設（専修学校、各種学校、職業訓練施設等）で教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができる制度である。

4）文部科学省ホームページ「学校基本調査」平成24年度の結果の概要より。大学入学者数605,385名、専門学校入学者数264,343名、短期大学入学者数64,063名。

5）文部科学省ホームページ「学校基本調査」平成24年度の結果の概要より。専修学校全体の生徒数が650,902名、うち高等課程は39,719名、専門課程は578,481名、一般課程は32,702名で、専門課程が、全体の88.8%を占めている。

6）文部科学省ホームページ「学校基本調査」平成24年度の結果の概要より。中学卒業後、98.3%の子どもが高等学校へ進学し、0.3%の子どもが高等専修学校へ進学し、0.4%の子どもが就職している。

7）例えば、伊藤秀樹(2009)「不登校経験者への登校支援とその課題：チャレンジスクール、高等専修学校の事例から」、上好功（2011）「高等専修学校　思春期・青年期の生徒たちを支える学校支援体制」、梁醸一（2007）「格差と排除に挑む『効果のある学校』の成果と課題：多様な生徒のエンパワメントに取り組む高等専修学校の視点から」など。

8）電気工事士、自動車整備士、建築士、調理師、保母、准看護士、理容師などである。

9）文部科学省のホームページより。

10）簿記検定、電卓検定、英語検定、珠算検定、ワードやエンセルの検定など、ある技能水準を検定することそれ自体を目的とするので、就業や営業を公的に制限されることはない。

11）文部科学省ホームページ「平成22年度子どもの学習費調査結果について」より。

12）サポート校は「高等学校」または「中等教育学校の後期課程」の「通信制の課程」などに在籍する人や高等学校卒業程度認定試験合格を目指す人を対象とし、普通教科の学習支援や通信課程の教科補習を提供する場である。

13）通信制の高校は自学自習スタイルでの学習が基本で、教科によってスクーリングがある。しかし、私立の通信制高校では、自学自習が苦手な子どものために、通学授業を行っている。一週間の通学日数や通学時間は、子どものペースで選択でいる学校もある。また、土曜日の授業や短期集中型の授業を行ったりと、不登校で学力が低く自学自習が不可能な子どもにとって進級・卒業しやすいスタイルを採用している。

参考文献

麻生誠、近藤博之(1984)「専修学校制度の社会的定着度」『大学論集』（広島大学）13、161-182。

伊藤秀樹(2009)「不登校経験者への登校支援とその課題：チャレンジスクール、高等専修学校の事例から」『教育社会学研究』84、207-226。

伊藤秀樹（2011）「高等専修学校における密着型教師―生徒関係：生徒の登校継続と社会的自立に向けたストラテジー」『東京大学大学院教育学研究科紀要』50、13-21。

植上一希(2003)「公的職業資格制度と専門学校の歴史的考察」『生涯学習・社会教育学研究』28、41-51。

植上一希(2011)『専門学校の教育とキャリア形成　進学・学び・卒業後』大月書店。

上好功（2011）「高等専修学校　思春期・青年期の生徒たちを支える学校支援体制」『クレスコ』11（5）、23-25。

韓民（1996）『現代日本の専門学校』玉川大学出版部。

倉内史郎(1976)「専修学校制度の発足」『教育』26(3)、108-111。

倉内史郎（1980）「専修学校の役割の検討」『教育学研究』第47巻第4号 pp 11-19。

佐々木享(1993)「公的職業資格、技能検定の社会的性格と高校職業教育」『技術教育学研究』8、1-16。

菅谷正史（2011）「（不登校児童生徒を支援する制度・学校）高等専修学校／高等学校卒業程度認定試験／山村留学／ホームスクーリング」『児童心理』65(9)、143-147。

瀧本知加(2011)「戦後専修学校制度の成立：各種学校制度の展開と専修学校制度構想」『人文研究』（大阪

市立大学）62、77-92。
内外教育（2006）「教師と生徒の心が触れ合う教育を―不登校生徒らを積極的に受け入れる一輝星高等専修学校（金沢市）」『内外教育』（5634）、10。
長尾由希子（2008）「専修学校の位置づけと進学者層の変化：中等後教育機関から高等教育機関へ」『教育社会学研究』83、85-106。
宮本みち子（2011）「若者の意識に関する調査（高等学校中途退学者の意識に関する調査）報告書」（http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/school/pdf/kaisetsu/3-1.pdf）。

（苫小牧高等商業学校）